

人吉市農業委員会定例総会

(第1回)

令和8年1月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和8年1月26日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

日程第 1	議第 1 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 2 号	農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 3 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4	議第 4 号	農用地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦

同	23番	北山加一郎
同	24番	東憲孝
同	25番	東照

○ 欠席した委員

農業委員	8番	宮崎右男
推進委員	16番	有瀬英憲

議事録署名農業委員	1番	向岩敏雄
議事録署名推進委員	13番	段村洋一

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰	
係	長	豊永英紀	
主	任	淵田奈緒美	
再	任	用職員	坂井正子

開会 9 : 30

- (議長) おはようございます。本日は8番委員と16番委員から欠席届が出ております。本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和8年第1回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に1番委員、13番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- (事務局長) 議事日程 朗読

- (議長) 日程第1・議第1号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第1・議第1号 朗読

- (議長) 1番について9番委員の調査報告をお願いします。

- (9番委員) おはようございます。農地法第3条の1番の調査報告をいたします。議案書1ページをご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農外用となっております。面積は3筆合計の1,542㎡でございます。3条の有

償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。取得後は水稲栽培をされるということでございます。申請地は4、5年前から遊休農地の状態でございます。地元の14番委員が長年、指導をされていた農地でございます。今回、譲渡人の仕事の都合上、これ以上の管理が出来ないと14番委員へ相談があったようです。譲受人は申請地の周辺に6反ほど農地を持っており、水稲栽培をされておられます。今回、14番委員から譲受人を紹介し、申請に至ったということです。申請地を確認したところ、1枚については伐根が終わり、トラクターで耕起されておりました。もう1枚については、伐根も終わっていない状態で、トラクターを一度入れたようにも見えましたが、根が張って残りの作業がなかなか出来ないということでした。1年か2年かけて、元の状態に復元していくということございました。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断いたしましたので、皆様方のご審議の方、よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番から3番について6番委員の調査報告をお願いします。
- （6番委員）おはようございます。議第1号、農地法第3条の許可申請に対する2番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、1筆で57㎡です。農振区分は農用外で有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。取得後は野菜を栽培されるということです。申請地は遊休農地でありまして、譲受人の自宅の裏にあります。申請地の隣には譲受人が野菜などを栽培されております。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、議第1号、農地法第3条の許可申請に対する3番の調査報告を行いま

す。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、1筆で124㎡です。農振区分は農用外、有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の開始となっております。申請地は位置図をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。続きまして、3番の報告について質疑はありませんか。

○（7番委員）少しお尋ねしますが、譲受人の現住所が熊本市となっております。農業を開始されるということで住所は人吉市に変えられるのでしょうか。また、申請地もこのくらいの面積ですので農業としてやっていけるのでしょうか。あるいは、他の仕事もされているのでしょうか。

○（事務局 淵田主任）事務局からお答えいたします。住所が現在、熊本市となっておりますが、元々、譲受人は人吉市ご出身の方です。今後、住所は人吉市に移されてお仕事は変えずに通勤をしながら、ご家族もいらっしゃるの、農業経営をするということです。出荷を目的としておられず、自家消費であっても農地法的には問題ありません。出来た野菜については自家消費をするということでお話を聞いております。

○（7番委員）分かりました。

○（事務局 淵田主任）この後の農地法第5条申請を見ていただくと分かりますが、なぜ、この申請地を買われるのかということ、お隣で家を建てられるので、その宅地に付いている農地ということになります。合わせてお伝えいたします。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4番は私の調査案件となりますので、職務代理者と議長を交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。

4番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）おはようございます。議第1号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、1筆で305㎡です。農振区分は農用外で有償移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大であります。申請地はお手元のタブレットをご覧ください。申請地を見に行きましたが、実は草が伸び放題で遊休農地化しておりまして、その隣にありますご自宅の家屋が長く居住もなく、空き家となっております。また、この譲受人は年齢が91歳ということで、ご高齢でありましたので、どのように管理をされるのか尋ねましたところ、まずは草払いを行い、後ほど申し上げますが、隣の譲受人の自宅にも果樹等が植えてありましたので、同じように農地として柑橘系の果樹を植えたいと話されました。ただ、この91歳という年齢を聞きますと、非常にお爺さんに見えますが、まだしゃきしゃきとされておられまして、そのような年齢には見えず、息子さんと一緒に農作業もされておられます。隣接する我が家の農地には、立派な白菜や金柑、甘夏みかんやはっさく等も多数栽培されておりました。また、農機具等はトラクターをはじめ、必要な農機具が基本的には全て揃っておりまして、農作業をされることについては、何ら問題ないと確認をしたところであります。調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（ 議長を会長と交代する ）

- （議長）日程第2・議第2号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第2・議第2号 朗読

- （議長）1番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）議第2号、農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は1筆で776㎡のうち447㎡です。申請人は記載のとおりでございまして、転用目的は駐車場であります。申請地は既転用で農地パトロールにおいて、指摘があったところございまして、始末書も添付されております。駐車場がなぜ必要なのかということですが、近くに歯科技工士の事務所がございまして、その方たちの要望があったとのことで、駐車場にされたということございまして。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。申請地は位置図をご覧ください。第3条の申請地の近くでございまして。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的につきましては、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準でございまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたところございまして。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

続きまして、2番から3番について、2番委員の調査報告をお願いします。

- (2番委員) 議第2号、農地法第4条の許可申請に対する2番の報告をします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で39㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は借家の敷地です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。ここで少し補足をさせていただきます。本件は既転用となっております、始末書が提出されております。元々、申請地を含み一体の土地は昭和35年辺りから申請人の父の代から借家の敷地として利用されてきました。そのうちの一部の土地が別の人の名義ということもありまして、令和5年に時効取得という形で名義を変えたとのことでした。名義を変えた際に今回のこの土地が農地ということが分かり、この場所が筆界未定地で申請地を含む5筆の土地が、境界が分からない形になっていたという事情がありまして、今回、筆界を特定するための準備を整えまして、今回の農地転用の申請に至ったという事情となっております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は、1番、3番、6番は適当と判断をしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。

続きまして、同じく農地法第4条の許可申請に対する3番の報告をします。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆で52㎡です。申請人は記載のとおりで転用の目的は宅地の拡張です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。こちらも補足をさせていただきます。申請人はこの申請地には居住しておらず、別の県にいらっしゃいます。こちらの人吉市には年に数回、帰省されてこの実家の土地と建物の管理を行っているということです。位置図を見ていただきますと、若干、分かりませんが、元々この家に繋がる道路がかなり狭く、普通車両でもギリギリぐらいの道になります。また、駐車場スペースも1台分しかなく、来客があった際にも近くに車を停められるような場所もなく、非常に困っていたということもありまして、今回、駐

車場スペースを確保するために実家に隣接する、この農地の転用申請に至ったということでございます。この農地に関しては、申請人が遠方に住んでいらっしゃるということもあり、特に耕作はされておらず、保全という形で草刈りが年に1、2回程度されています。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。まずは、2番の報告について質疑はありませんか。
- （事務局 湊田主任）事務局より修正を一点お願いします。2番の転用目的が借家敷地となるはずが、借家の「家」が屋根の「屋」になっておりました。施設等の内訳はきちんと「家」になっておりましたが、転用目的は屋根の「屋」を「家」になっておりました。修正をお願いいたします。

- （議長）よろしいですか。質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第3・議第3号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第3号 朗読

○（議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）それでは、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。

議案書及び位置図をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外となっております。面積は133㎡でございます。権利種別は使用貸借権設定となっております。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的、転用理由といたしまして、駐車場の整備でございます。貸付人と借受人は親戚の関係であるとのことでした。事業計画書を提出していただいております。面積が133㎡となっておりますが、借受人は建設会社を営んでおられ、事務所にも止めれるようになってはいますが、従業員の増加により、駐車場が手狭になってきたとのことで、事務所から150mほど離れていますが、申請地を駐車場にされるということでございます。工事の概要といたしましては、盛り土やアスファルト舗装をする工事は行いませんが、砂利を敷いて整地するとのことでした。生活雑排水、汚水も発生しません。雨水は自然浸透式で処理をするとのことでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地でございます。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありますか。

「なし」

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第3号、農地法第5条の許可申請に対する2番の調査報告を行います。ま

ず、議案書をご覧ください。地目は畑、農振区分は農用外で面積は2筆で553㎡、権利種別は所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。農地法第3条の案件の同じ所に位置しております。個人住宅ですので、生活雑排水、汚水については、敷地内に浄化槽を設置しまして、前面の側溝に排水するということです。雨水については、敷地内浸透及び側溝へ放流するとなっております。その他造成中、完了後におきましても近隣住宅や農地については、被害がないようにいたしまして、被害があった場合には、自己責任あるいは双方協議により、対処するとなっております。なお、隣接地に農地がございますが、この方の確認も取っておられます。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございますが、農地の区分と転用目的でございますが、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しました。一般基準におきましては、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。第3条でも質問がありましたように、熊本市にお住いですが、住宅を設けて人吉市に移住するとなっております、問題ないと思っております。ご審議の方よろしくお願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

日程第4・議第4号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第4・議第4号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が8番は21番委員の親族、17番、18番は1番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席

を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和8年1月20日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回について「田」が67,038㎡、「畑」が4,761㎡、合計の71,799㎡になります。次に一番下の所有権移転は「田」が502㎡ございました。本年累計は右側のとおりです。

次に2ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の所有権移転関係の分になります。今回は公社買入れが1件ございました。

次に3ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が19件、そのうち17件が利用権設定からの移行分になります。更新が5件、計の24件ございました。以上、報告を終わります。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

- (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時8分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- (9番委員) 3番についてですが、借賃の金額などが記載されていません。

- (事務局 坂井) 3番の出し手、その次に受け手、賃料の直接決済申出書がありますが、いつもは金額等が入っておりますが、今回は記載されていません。これはまだ完璧な書類ではありません。促進計画のあくまで案の意見の決定を求められている状態

で、どのページを見ていただいても分かるとおり、だいぶ押印がされていない計画書もあります。一応、賃貸借になっておりますので、まだ、金額は入っておりませんが、これから協議をされるのではないかと考えております。

- （9番委員）金額が入っていなかったもので、おかしいなと思いました。
- （議長）こう見るとだいぶ押印されていないものが見られますが、今後、こういう形で決まっていけば、金額なども決定していくとご理解していただければと思います。
- （事務局 坂井）直接払いですので、現物、玄米何キロという形をされると思いますが、まだ、具体的にはここには入っていないという状況でございます。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
8番、17番、18番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の8番、17番、18番について、原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和8年第1回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（10時8分 終了）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員